

# 香川県報



号 外

平成 16 年

1 月 12 日 (月曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告 示

家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜及び物品等の移入の禁止

（畜産課）

一

## 告 示

香川県告示第十号の一

家畜伝染病予防法施行細則（昭和五十二年香川県規則第二十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり家畜及び物品等の県内への移入を禁止する。

平成十六年一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 移入禁止の目的

山口県阿武郡阿東町の採卵鶏農場一戸において、高病原性鳥インフルエンザが発生し、そのまん延を防止するため

### 二 対象となる家畜等

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

### 三 移入禁止の期間

平成十六年一月十二日から当分の間

### 四 移入を禁止する対象となる区域

山口県山口市（山口市と防府市との境界線とJR山陽新幹線との交点を起点とし、同所から同山陽新幹線北側境界線に沿って西に進み、山口市と吉敷郡小郡町との境界線に

至る線より北側に位置する区域に限る。）、萩市（相島及び見島の区域を除く。）、防府市（JR山陽新幹線より北側に位置する区域に限る。）、周南市（防府市と周南市との境界線と一般国道二号との交点を起点とし、同所から同国道北側境界線に沿って東に進み、県道新南陽日原線との交差点に至り、同所から同県道西側境界線に沿って北東に進み、一般国道三百十五号との三差路に至り、同所から同国道西側境界線に沿って北に進み、県道金峰徳山線との三差路に至り、同所から同県道北側境界線に沿って東に進み、県道下松鹿野線との三差路に至り、同所から県道下松鹿野線西側境界線に沿って北東に進み、県道徳山徳地線と県道下松鹿野線及び市道郷線との交差点に至り、同所から県道徳山徳地線北側境界線に沿って東に進み、市道奥畑秘密尾線との三差路に至り、同所から同市道西側境界線に沿って北に進み、大規模林道大朝・鹿野線に至り、同所から同林道西側境界線に沿って北東に進み、周南市と玖珂郡錦町との境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。）、佐波郡徳地町、吉敷郡小郡町（中国縦貫自動車道より北側に位置する区域に限る。）、美祿郡美東町（中国縦貫自動車道より北側に位置する区域に限る。）及び秋芳町（美祿郡美東町と同郡秋芳町との境界線と県道美東秋芳西寺線との交点を起点とし、同所から同県道東側境界線に沿って北西に進み、県道宇部秋芳三隅線との三差路に至り、同所から県道宇部秋芳三隅線東側境界線に沿って北東に進み、同郡秋芳町と大津郡三隅町との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。）、大津郡三隅町（長門市と大津郡三隅町との境界線と県道豊田三隅線との交点を起点とし、同所から同県道東側境界線に沿って北に進み、一般国道百九十一号と県道豊田三隅線及び県道野波瀬港線との交差点に至り、同所から県道野波瀬港線東側境界線を北に進み、海岸線に至る道路との三差路に至り、同所から同道路北側境界線に沿って北西に進み、海岸線に至る線より東側に位置する区域に限る。）並びに阿武郡川上村、阿武町、田万川町、阿東町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村

島根県益田市（柏原町、桂平町及び愛栄町の区域に限る。）、津和野町、日原町（一般国道九号及び一般国道百八十七号より西側に位置する区域に限る。）、柿木村（一般国道百八十七号より西側に位置する区域に限る。）及び六日市町（一般国道百八十七号より西側に位置する区域に限る。）

平成十六年一月十二日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています